

## 家庭科教育の昭和史とともに生きる—宮原小治郎小伝

良妻賢母という規範

### 第二部

#### 『家事及裁縫』とともに (10)

佐々木 享  
(名古屋大学教授)

##### 『回顧十五年』の刊行

話は前後するけれども、太平洋戦争開戦翌年の春、すなわち一九四二（昭和十七）年四月、『家事裁縫』は創刊一周年を迎えた。五周年、一〇周年の節目に盛大な記念会を催して来た家事裁縫社は、この一五周年には戦時下故に記念行事を催さなかつた。創刊一五周年号に当たる第一六巻四号にも特集記事はなかつた。これを残念に思つた小治郎は、四三年二月に、『家事及裁縫』『家事裁縫』に執筆してきた多数の論稿から一二三〇余編を選んで『回顧十五年』を刊行し、関係者に配布して謝意の一端を表明した。小治郎は、この冊子を準備した時には要職を離れていたけれども、刊行時には主幹に復帰していた。感慨ひとしおだったに違ひない。

『家事及裁縫』にも、良妻賢母という言葉は頻繁に見える。しかし、精査したわけではないけれども、小治郎の文章には見つからないようと思われる。またこの雑誌は、当然ながら「裁縫」「家事」の教育のみならず女性の仕事としての家事・裁縫も目配りしていたけれども、それを教育問題の視角から論ずることに徹していた。その意味で、いわゆる婦人問題にはあまり手を伸ばさなかつた。

小山静子『良妻賢母という規範』（一九九一年、勁草書房）は、実証力や論理構成が弱いと言われる女性史研究の弱点を自覺的に克服しようとした近來珍しく読みごたえのある力作である。ここでは、明治以降、「まず子どもを育て、教育する母役割が、やがては家事を責任をもって遂行する妻役割が強調され」るようになつた経過が解説され、「男は仕事、女は家庭」という近代的な性別役割分割に即応した良妻賢母思想は世紀転換期に確立したとされる。その上で、一九二〇年代以降には高等女学校の修身教科書に女子の職業生活への理解が登場するなど、良妻賢母主義は動搖・再編されるという経過が緻密に実証されている。しかし、この論理だけは、高等小学校の家事科が必修になつたり、高等女学校の裁縫・家事が第二次大戦期に家政科として再編強化された事情を説明しきれないよう筆者には思われる。

## 女子の職業指導

## 師範学校改革

こうした中では、増田幸一の連載論文「女子教育と職業指導」（一七一）、（一、三、四）は異色だった。そこには、多数の男性が戦場に征き、工場鉱山向けの労務動員が強化され、それでもなお労働力が不足する中で、女性をも労務動員の対象として重視する政策があった。それは現場教師の意識にも反映した。ある国民学校の女教師は、時局下の家事科では、「家庭に於ける醇風美俗の維持發揚」とともに「家事科と職業生活との関連に留意」することが肝要であると論じた。

「国内産業の著しき發展に伴い、女子の職業人としての進出」が著しいので、「家事科に於ては、特に職業生活に於ける保健衛生又執務中の心得、余暇時間の善用等の問題について指導すべきである」というのである（一七一四）。

ひるがえってみるとこの雑誌には、「女性は家庭に帰れ」という声は不思議なくらいなかつた。いわゆる職業婦人の典型である女教師を相手とする以上は当然のことだった。しかし、家事科では職業生活についても教えるべきだと主張する家事科教師が現れるほどに、世の中は変わりつつあった。

ところで中等教育改革が実施された同じ一九四三（昭和十八）年四月には、義務教育年限延長を含む初等教育制度拡充に対応するために、師範学校は中等学校卒業を入学資格とする専門学校と同格とされ、すべて官立とされた。

これ以前の師範学校はすべて道府県立学校で、高等小学校（四年以降は国民学校高等科）卒業を入学資格とし、修業年限は五年であった。教員資格も中学校・高等女学校のそれと同じであるなど、師範学校は中等学校として扱われてきた。ただしそれは第一部のことで、中学校または高等女学校卒業を入学資格とする修業年限二年の第二部があり、これが次第に増加する傾向にあった。一九四三年の改革は、形式的には従来の二部を拡充強化したものと言える。

全師範学校の官立専門学校程度への「昇格」という戦前教育養成史上最も大規模な改革を、戦時下の困難な時期に一挙に実施したところにこの改革の歴史的特徴があった。

新制師範学校の教育課程は、基本教科・選修教科および修練から構成され、国民学校や中等学校と同じく、教科の下にいくつかの科目を置く構造を採用した。女子部の基本教科としては国民科、教育科、理数科、家政科、体鍊科、芸能科が置かれた（男子部には家政科がなく、実業科が置かれた）。選修教科はいわゆる選択教科で、二・三学年に各六時間置かれた。家政科には「家政」「育児保健」「被服」「農芸」が置かれた。「育児」と「保健」とが統合され、「農芸」が加えられている点が高女の家政科との相違点である。

新制師範学校は専門学校程度の学校であるにもかかわらず、

国定教科書の使用が義務づけられた（師範学校規程第二四条）。

敗戦までに発行された新制師範学校の家政関係の文部省著作教科書と敗戦後のその暫定教科書とは、共に復刻版『文部省著作 家庭科教科書』に収録されている。

ところで『家事裁縫』誌における新制師範学校についての論評は、気づいた限りでは、常連の執筆者である福田謹四郎の「専門学校としての師範学校の諸問題」（一七一五）だけである。顧みると、この雑誌は女高師や専門学校の家政教育について論評したことはない。新制師範の家政科やその教科書を論評しなかったのは、この学校が専門学校に昇格したことと明確に自覚していたのかかもしれない。

新制師範学校は戦後の一九五〇年まで存続した。創設以来わずか八年間であるけれども、新制国立大学芸術部（後に教育学部と改称）はこの新制師範を前身として出発している。勤労動員でまともな授業にならなかつた時期を含むとはいえる、この八年間の新制師範の実績を明らかにすることは、教育史研究の重要な課題の一つとして残されている。

#### 編集幹部の交替——林勇記の退社

林勇記は一九四三年五月末で家事裁縫社を退社した（一七一七）。その後に二名が（一七一八）。翌四四年五月には藤十郎が入社した（一八一七・一二、三〇一四）ところから見て、林の退社は誌面縮小に伴う措置ではなく、編輯長の名

で激越な言辞を弄するなどの点で、小治郎とそりが合わなくなつた結果ではなかろうか。ただし、その後も林の寄稿が続いているので、いわゆる喧嘩別れではなかつたらしい。

為藤十郎は、福岡師範卒業後教職に就いて校長まで勤め、『教育週報』を発刊（一九二五年）した遠縁の為藤五郎を助けるべく教育週報社に入社した。『教育週報』は、四一年に五郎の逝去後も十郎らの努力で継続していただけれども、用紙統制等の荒波に勝てず、四四年二月に廃刊となつた。復刻版『教育週報』別巻（一九八六年、大空社）所収の前田一男「『教育週報』と為藤五郎」などでは十郎を五郎の従兄としているけれども、五郎の子息凡氏の調べでは、十郎の母サエが五郎と從兄弟の関係にあつた。

為藤十郎は、戦中戦後の最も困難な時期に、雑誌の継続・復刊に小治郎の片腕として重要な役割を演じた。

#### 『家政教育』と改題、戦災による休刊

『家事裁縫』誌は第一九卷一号（一九四五一年一月号）から『家政教育』と改題し、同時に社名も家政教育社と改称した。戦時経済も末期状況を呈し始めた時期に発行されたこの号は、本文二八頁にやせ細った。この年の二月二十五日には、家政教育社事務所も空爆に被災して全焼した（三〇一四）。

ところで筆者は今のところ、『家政教育』第一九卷については第二号までしかその存在を確認し得ていません。

\*第一八卷第八号（一九四四年八月）に始まつた高橋寛の連載「家政科育児講話」は、第一九卷第一号で（七）となつてゐる。他方、戦後の復刊第一号（一九四六年四月）では、この連載は（一三）とある。これから推定すると、（八）から（一一）までの五冊が未発見ということになる。他方、竹田菊は復刊第一号に、「用紙飢餓は、この『家政教育の指導者』

一『家政教育』誌をさす、引用者一をも栄養失調に陥れ昨年四月以来休養中であつたが……」と書いてゐる。また、前記高橋の連載は第二〇卷第三号では（一〇）となつており（第二〇巻第二号は休載）、さきの（一三）が（九）の誤りとすると、竹田の言葉とほぼ符合し、第一九巻は三号（二月号）の一冊が未発見ということになる。読者のご教示をいただければ幸いである。

### 敗戦と暫定教科書

一九四五（昭和二十）年八月十五日、太平洋戦争は日本帝国主義の全面的敗北によつて終わつた。

敗戦後、廢墟とインフレの経済困難な中でただちに再開された学校教育では、文部省著作の教科書を、不都合な部分に墨を塗つて使わなければならなかつた。やがて、新聞用の紙に印刷して折つたまま裁断もされていなゝいわゆる暫定教科書が配給になつた。国民学校の『初等科裁縫』第四学年用は一冊だけれども、五・六年用と『高等科裁縫』の各学年はいずれも二分冊だつた。『高等科家事』に至つては、各学年が四分冊だつた。

暫定教科書の『高等科家事』は、戦前と同じく「家事と女子」から始まり、修身・斎家・一家団らんについての主婦の役割を説く「主婦の任務」で終わつてゐた。家庭科教育の革新は、抜本的な社会改革を待たねばならなかつた。

### 男女差別の撤廃

敗戦に伴い、我が国はアメリカ軍を主力とする連合国軍に占領され、間接統治の下に置かれた。占領軍の指令、あるいは指導の下に、政治、経済、社会の各分野で抜本的改革が相次いで実施された。一九四六年十一月三日には早くも日本国憲法が公布され、翌年五月三日から施行された。

敗戦後、さまざま分野における女性差別は急速に撤廃された。早くも敗戦の年の十二月十七日には衆議院議員選挙法改正が公布され、女性の参政権が実現した。翌四六年四月十日の衆院選挙では女性も初めて選挙権を行使し、女性代議士が誕生した。日本国民憲法は、性による法制上の差別を禁じた。男女同一労働・同一賃金を謳つた労働基準法は四七年四月に、不敬罪・姦通罪を廢止した刑法改正は同年十月に公布された。女性を「家」に縛り付けていた「家制度」廢止のための法的措置としては、新憲法施行の日から応急措置法が施行され、次いで大規模な民法改正が実施された（妻妾栄編『戦後における民法改正の経過』一九五六六年、一九八九年に再刊、日本評論社）。